

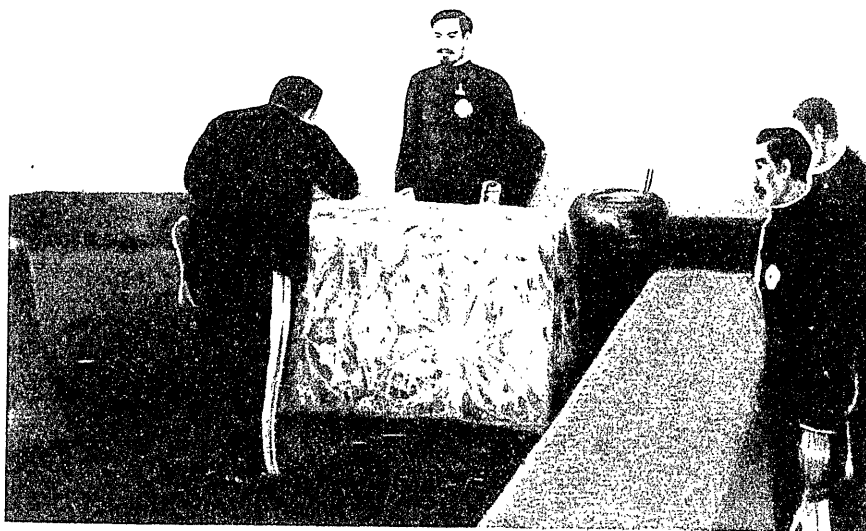
軍人勅諭下賜

寺崎武男氏等

明治十五年一月四日

天皇深く思召し給ふ所あり、明治十五年一月四日赤阪御居内太政官に臨御、
政始式を行はせられたる後、陸海軍卿を召し、左大臣有栖川宮煥仁親王、右
大臣岩倉具親及び各参議等侍立の上、親しく陸海軍人に對する勅諭を賜ひた
り。

此の勅諭は軍隊精神教育唯一の聖訓にして、爾來我軍人は、常に之を服膺し
て一日も怠ることなし。



1811